

介護予防・生活支援サービス事業【通所型サービス】

基準		旧介護予防通所介護に相当するサービス	多様なサービス	
サービス種別		通所介護相当サービス	通所型サービスA(緩和された基準による通所型サービス)	通所型サービスC(緩和された基準による通所型サービス)
サービス内容		○旧の介護予防通所介護と同等のサービス内容	○旧の介護予防通所介護の基準よりも緩和した基準によるサービス ○高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動 ○基本的に身体介助(排泄・食事・入浴の介助)の提供は行わない	○保健・医療の専門職により提供される、3～6か月の短期間で行われるサービス ○利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びにADLやIADLの改善のための短期間の集中的な機能訓練等の提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの ○サービスの提供は、1回当たり2時間以上、週に1回、合計13回行うものとし、その内1回以上は利用者居宅を訪問して行う
対象者とサービス提供の考え方		要支援認定者及びチェックリスト該当者 ○現状、サービスを利用しており、今後も継続が必要と判断されるケース ○要支援認定者	要支援認定者及びチェックリスト該当者 継続利用要介護者 ○軽度認知症、閉じこもり、うつ等のリスクがある方 ○利用者同士の交流、レクリエーションを行う ○お風呂の利用(見守りのみ) ○継続利用要介護者とは、要介護認定を受ける以前に要支援認定者又はチェックリスト該当者であって、訪問型サービスAによるサービスを受けていた者のこと	要支援認定者及びチェックリスト該当者 ○訪問アセスメントにより、心身機能の改善のため利用が適切と認められた方
事業の実施方法		○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)	○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)	○事業者指定(南国市介護予防・日常生活支援総合事業において指定事業者が実施する第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める要綱による)
通所型サービス	人	・管理者* 常勤 専従1以上 ・生活相談員 専従1以上・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 *支障がない場合、他事業所等で他の業務にも兼務可能。	・管理者* 専従1以上 ・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～利用者1人に専従0.1以上 *支障がない場合、他事業所等で他の業務にも兼務可能。	・管理者*1 専従1以上 ・運動器の機能向上プログラム担当者*2 ～10人 専従1以上 ・従事者 ～10人 専従1以上 *1 支障がない場合、他事業所等で他の業務にも兼務可能。 *2 専門職は理学療法士、作業療法士又は健康運動指導士等、運動器の機能向上業務を実施するにあたり経験及び専門的知識を有すると認められる者
	設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
サービス提供者		○通所介護相当サービス事業者の従業者	○通所型サービスA事業者の従業者	○通所型サービスC事業者の従業者
ケアマネジメント		○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA	○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA	○介護予防サービス計画、ケアマネジメントA
個別サービス計画		○作成必須	○作成必須	○作成必須
ケア会議		○実施	○実施	○実施
計画期間		○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)	○3ヶ月(中間評価)から6ヶ月(評価)	○3ヶ月
単価		別表(第6条関係)参照	別表(第6条関係)参照	別表(第6条関係)参照
単位設定根拠		○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	○南国市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
利用者負担		○1割(一定以上の所得の利用者には2～3割)以上(昼食代除く)	○1割(一定以上の所得の利用者には2～3割)以上	○原則、利用者負担なし
給付限度額管理		○対象(要支援者一介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→要支援1) ○給付管理は国保連に委託	○対象(要支援者一介護度による予防給付の支給限度額、サービス事業対象者→要支援1) ○給付管理は国保連に委託	○給付限度額対象外
単サービス上限		○2回/週(ケアマネジメントによる)	○2回/週(ケアマネジメントによる)	○1回/週を目安
事業所への支払い方法		○国保連経由で、審査・支払	○国保連経由で、審査・支払	○国保連経由で、審査・支払